

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

たつの市長 山本 実

市町村名 (市町村コード)	たつの市 (28229)
地域名 (地域内農業集落名)	小神地区 (小神集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 6 月 11 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

アンケート結果では、全世代を通して後継者が不明、未定の農地が7.46ha(区域面積の44%)であり、中心となる認定農業者が存在していない。今後、自作希望者が万一離農したときに備え、誰が耕作するか検討を要する。現状としては、自給的農家が耕作しているが、農作業の効率化・省力化を図るため、集約化を検討する必要がある。耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理にどのように取組むか検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心となる経営体としては、耕作を継続する意向の強い農業者が存在している。アンケート結果によると貸出希望面積が多く、今後も増加すると思われるので、将来にわたり守るべき農地を、中心となる経営体を核として守っていくため、今後も地域内で協議を重ね、農地の有効活用を図る。また、将来を見越し新規就農希望者の受入れも検討していく。中心となる経営体については、土地利用型農業で水稻、大豆等を中心とした作付けを行う。また、今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、担い手間で協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。中心となる経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。

環境にも配慮した農業を集落として進めるため、集落全体で低農薬、低化学肥料の取り組みについて検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.97 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画区域内にある白地農地を区域から除外することで農地の活用区域を明確化し、農用地等の保全・管理を図る。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
作業の効率化と省力化を図るため、定期的な話し合いを行い集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体への将来の経営農地の集約化と、中心経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができること勘案し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含めて集落全体で検討していく。 また、当面は耕作を希望する所有者にあっては、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で検討を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、当地区内で就農希望がある場合は、就農希望者と面談を重ねつつ、地区内の熟知した農業者や耕作している担い手がサポートするなど、地区一体となって就農がしやすい体制整備を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。